

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号

源泉徴収に係る所得税の納税告知及び不納付加算税の賦課決定取消請求控訴事件

国側当事者・国(麹町税務署長)

平成20年11月27日棄却・確定

判 示 事 項

- (1) 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の組合員が死亡した場合の持分の払戻請求権の取扱い
- (2) 脱退組合員の持分の定め(原審判決引用)
- (3) 組合員の持分の意義(原審判決引用)
- (4) 払戻額を制限することができる範囲(原審判決引用)
- (5) 控訴人組合の定款を見るに、除名以外の事由によって脱退する組合員は、払戻対象金額を出資口数に応じて算定した金額の持分の払戻請求権を、また、除名により脱退する組合員はその半額の持分払戻請求権を、それぞれ脱退によって当然に取得し、協同組合の財産的基礎を堅実にするために総会決議によって減額される余地はあるものの、その場合でも払込済出資額等より少ない額に減額されることはないと解すべきであるとされた事例(原審判決引用)
- (6) 中小企業等協同組合法の規定及び控訴人組合の定款によれば、控訴人組合においては、組合員の死亡により、原則として、脱退後の事業年度末日における払戻対象金額を出資口数に応じて算定した金額の持分の払戻請求権が当然に発生し、払込済出資額等以上の額の部分は、総会決議により減額されることがあることをいわば一部解除条件として、死亡した組合員がこれを取得するというべきであるとされた事例(原審判決引用)
- (7) 死亡により成立する権利が死亡した者にいったん帰属することはあり得ない旨の控訴人組合の主張が、持分払戻請求権は組合員の死亡によって発生する権利であって、およそ死亡によって組合員にいったん帰属することが法律上あり得ないということとはできない上、実質的にみても、持分払戻請求権は組合員が有していた持分がいわば金銭に転化したものであって、同一性が認められるから、持分払戻請求権が死亡した組合員にいったん帰属すると解すべきことには合理性が認められるとして排斥された事例(原審判決引用)
- (8) 控訴人組合の定款により、組合員が死亡した場合、相続人は、死亡した組合員の地位を承継することができ、相続人が組合員の地位を承継しない選択をして初めて脱退の効力が生じるのであるから、払戻請求権は相続人固有の権利である旨の控訴人組合の主張が、控訴人組合の定款の規定ぶりからも明らかなように、中小企業等協同組合法19条1項2号(法定脱退)の規定により組合員の死亡によっていったん脱退の効果が生じることを前提とした上で、組合員である相続人が、被相続人たる組合員の死亡後に加入の申出をした場合に、遡ってその相続人が相続開始の時に組合員となったと「みなす」にすぎないとして排斥された事例(原審判決引用)
- (9) 控訴人組合の定款は持分払戻額の上限額を定めただけであって、総会決議により初めて具体的な払戻請求権が確定したのであり、その時点において死亡した組合員は権利帰属主体たり得ないから、死亡した組合員の所得として観念することは不可能であるとの控訴人組合の主張が、控訴人組合の定款が持分払戻請求権の上限額を定めたものであるとしても、総会決議により持分払戻請求権を全く剥

奪したり、限度額を下回るものとするとは許されないと解すべきであって、脱退者が、その持分払戻請求権を取得すると解すべきであるとして排斥された事例（原審判決引用）

- (10) 持分払戻請求権は脱退後の事業年度の末日を基準として定められるものであること等から、組合員が死亡した年の事業年度が終了するまでは持分払戻請求権は未だ発生も確定もしていないとの控訴人組合の主張が、実体法上は、一部解除条件付きではあるものの、脱退後の事業年度末日における払戻対象額を出資口数に応じて算定した金額の持分の払戻請求権の発生が確定したといえるとして排斥された事例（原審判決引用）
- (11) 持分払戻請求権は少なくとも事業年度が終了するまでは確定せず、法律上行使することは不可能であるから、所得税法36条1項（収入金額）のいわゆる「権利確定主義」の「確定」の要件を充たしていないとの控訴人組合の主張が、組合員の死亡脱退に伴う持分払戻請求権は、組合員の死亡によって組合員の所得として発生するのであって、組合員が死亡した年の所得として認識されることになることは明らかであり、また、実質的にも、組合に対して、控訴人組合のこのような不可能を強いることにはならないとして排斥された事例（原審判決引用）
- (12) 控訴人組合において、組合員の死亡による脱退に伴う持分の払戻請求権は、組合員が死亡した時点で確定的に発生し、死亡した組合員に帰属するというべきであるから、その出資金超過額は死亡した組合員の所得となるというべきであるとされた事例（原審判決引用）
- (13) 中小企業等協同組合法の定めの下での、組合員の持分、あるいはその払戻請求権が、これらの所得税法又は相続税基本通達にいう退職手当金、功労金及びこれらに準ずる給与あるいは賞与、俸給又は給与等に、直接に該当すると解することはできず、いわば組合の純資産に対して組合員が当然に持つべき「分け前」であり、組合員の基本的な権利として位置づけられる性質を有するものであって、実質的にみても、これを雇用契約等から生じる退職手当金、賞与、給与等と同一に扱うべき理由はないとされた事例（原審判決引用）
- (14) 本件各賦課決定処分について、組合員死亡時において、持分払戻請求権は支払金額も支払時期も未確定であり、権利確定主義は一定の算定基準となるべき事業年度末すら到来していない時点に適用されないなどとの控訴人組合の主張が、控訴人組合がこれと異なる認識を有していたとしても、国税通則法67条1項ただし書き（不納付加算税）の「正当な理由があると認められる場合」に該当するともいえないとして排斥された事例（原審判決引用）
- (15) 本件の関連法律に関する解釈は一義的に明確でないところ、その解釈及び行政上の取扱いを一般に国民に対して周知していない状態で、源泉徴収を履行しなければならないとするのには無理があり、源泉徴収に係る所得税を法定納付期限までに納付しなかったことについては正当な理由があるとの控訴人組合の主張が、中小企業等協同組合法の規定から、事業協同組合の組合員が死亡したときは、その組合員が脱退して持分払戻請求権を取得すると解した上で、その払戻金のうち出資金を超える部分については、組合員の所得として所得税が課せられると解することが、法律上、一義的に明確でないといふことはできず、また、その解釈及び行政上の取扱いが一般に国民に対して周知されていないとしても、そのことから直ちに源泉徴収に係る所得税を法定納付期限までに納付しなかったことについて正当な理由があるといふことはできないとして排斥された事例

判 決 要 旨

- (1) 中小企業等協同組合法19条1項（法定脱退）の規定は、組合員は、死亡により脱退すると定め、同法20条1項（脱退者の持分の払戻）の規定は、組合員は、死亡により脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができると定めているから、中

小企業等協同組合法の上記の規定によると、組合員が死亡により脱退したときは、その組合員がその脱退時にその脱退による持分払戻請求権を取得することは明らかであって、脱退による持分払戻請求権がその脱退時には発生せず、その後の総会の決議により組合員の相続人に発生すると解する余地はないというべきであり、同条2項の規定は、持分払戻請求権の行使の期限又は条件であって、組合員が死亡して脱退したときは、その組合員が持分払戻請求権を取得すると解することの妨げにはならないものというべきである。

- (2) 中小企業等協同組合法20条2項(脱退者の持分の払戻)は、同条1項により払戻請求をすることができる脱退組合員の持分は、脱退した事業年度の終わりにおける組合財産によって定める旨を規定しており、それ以上の具体的な定めは、同条1項にいう定款の定め委ねているものと解される。
- (3) 組合員の持分は、いわば組合の純資産に対して組合員が有する「分け前」であり、その払戻請求権は、持分を金銭化したもので、組合員にとって最も重要な基本的権利であるといえることができる。
- (4) 定款によって、組合員が脱退する際の持分払戻請求権を剥奪することができないことはもとより、具体的な払戻額を、当該組合員の払込済出資額(組合財産全体が全体としての払込済出資額に達しないときは、その差額のうち脱退者の出資口数に応ずる部分を、払込済出資額から減額した額)にまで制限することはできても、それより少ない額にすることは、原則として許されないと解すべきである。
- (5)～(15) 省略

(第一審・東京地方裁判所 平成●●年(○○)●●号、平成20年7月15日判決、本資料258号－132・順号10990)

判	決
控 訴 人	A協同組合
同代表者代表理事	丁
同訴訟代理人弁護士	坂本 成
同	栄枝 明典
同	石井 尚子
被控訴人	国
同代表者法務大臣	森 英介
処分行政庁	麴町税務署長
	小松 則男
同指定代理人	岩田 淳之
同	雨宮 恒夫
同	櫻井 光照
同	植山 昌文

- 主 文
- 1 本件控訴を棄却する。
 - 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 処分行政庁が控訴人に対して平成17年12月26日付けでした平成13年3月分、平成15年7月分及び平成15年12月分の各月分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分及び不納付加算税の各賦課決定処分をいずれも取り消す。
- (3) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

主文同旨

第2 事案の概要

1 事案の要旨

控訴人（中小企業等協同組合法上の事業協同組合）は、その組合員の乙及び丙が死亡して脱退したため、その相続人らに対し、それぞれ持分の払戻金の支払をした。処分行政庁は、その各払戻金のうち各組合員の出資金を超える部分は、各組合員の所得に当たるとして、控訴人に対し、平成17年12月26日付けで、平成13年3月分、平成15年7月分及び平成15年12月分の各月分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分及び不納付加算税の各賦課決定処分をした。

本件は、控訴人が、被控訴人に対し、上記の各払戻金のうち各組合員の出資金を超える部分は、各組合員の所得には当たらないから、上記の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分及び不納付加算税の各賦課決定処分はいずれも違法であるなどと主張して、上記各処分の取消しを求める事案である。

原判決は、本件各処分は適法であると判示して、控訴人の請求を棄却したので、これを不服とする控訴人が控訴をした。

- 2 法令等の内容及び争いのない事実等は、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1及び2（原判決2頁12行目から4頁18行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 3 争点及び争点に関する当事者の主張は、後記のとおり、当審における控訴人の主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の3及び4（原判決4頁19行目から7頁19行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないから棄却するのが相当であると判断する。その理由は、後記2において当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほかは、**【判示(2) ～(14)】** 原判決の「事実及び理由」欄の「第3 争点に対する判断」の1から4まで（原判決7頁21行目から13頁15行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 当審における控訴人の主張に対する判断

- (1) 控訴人は、原判決が、組合員の死亡による脱退に伴う持分の払戻請求権は、組合員が死亡した時点で確定的に発生し、死亡した組合員に帰属すると判示したことについて、上記の払戻請求権は、組合員が死亡した時点では発生しておらず、総会の決議により組合員の相続人に発生するものであるから、上記判示は誤っていると主張する。

- 【判示(1)】** しかし、中小企業等協同組合法19条1項の規定は、組合員は、死亡により脱退すると定め、同法20条1項の規定は、組合員は、死亡により脱退したときは、定款の

定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができると定めているから、中小企業等協同組合法の上記の規定によると、組合員が死亡により脱退したときは、その組合員がその脱退時にその脱退による持分払戻請求権を取得することは明らかであって、脱退による持分払戻請求権がその脱退時には発生せず、その後の総会の決議により組合員の相続人に発生すると解する余地はないというべきである。確かに、同条2項の規定は、同条1項の持分は、脱退した事業年度の終わりにおける組合財産によって定めると規定しているし、証拠（甲1）によると、控訴人の定款（甲1）23条の規定は、組合員の持分は、控訴人の正味財産につき、その出資口数に応じて算定すると定め、また、同定款14条本文の規定は、組合員が脱退したときは、当該事業年度末の決算貸借対照表における出資金、法定利益準備金、資本準備金、特別積立金、繰越損益金及び当期利益剰余金のうち控訴人に留保した金額（教育情報費用繰越金を除く。）の合計額から、当期損失金を減額した金額（以下「払戻対象金額」という。）（控訴人の財産が払戻対象金額より減少したときは、払戻対象金額から当該減少額を減額した金額）につき、その出資口数に応じて算定した金額を限度として払い戻すものとするとして定めているから、脱退した組合員に対する払戻金は、脱退した事業年度の終わりにおける組合財産によって算定される（控訴人の場合は、上記定款の規定に従って算定され、総会の決議を経て支払われる。）のであって、それまでは持分払戻請求権を行使して払戻金の支払を受けることはできないけれども、それは持分払戻請求権の行使に期限又は条件が付されているだけのことであって、組合員が死亡して脱退したときは、その組合員が持分払戻請求権を取得すると解することの妨げにはならないものというべきである。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

- 【判示(15)】 (2) また、控訴人は、本件の関連法律に関する解釈は一義的に明確でないところ、その解釈及び行政上の取扱いを一般に国民に対して周知していない状態で、源泉徴収を履行しなければならないとするのには無理があり、控訴人が源泉徴収をせず、源泉徴収に係る所得税を法定納付期限までに納付しなかったことについては正当な理由があるから、本件において不納付加算税は賦課すべきではないと主張する。

しかし、中小企業等協同組合法の規定から、事業協同組合の組合員が死亡したときは、その組合員が脱退して持分払戻請求権を取得すると解した上で、所得税法及び相続税法の規定から、その払戻金のうち出資金を超える部分は、相続税のみを課して所得税を課さない退職手当金等には当たらず、その部分については、組合員の所得として所得税が課せられると解することが、法律上、一義的に明確でないというまではできないから、控訴人の上記主張は、その前提を欠くものといわざるを得ない。また、その解釈及び行政上の取扱いが一般に国民に対して周知されていないとしても、そのことから直ちに控訴人が源泉徴収に係る所得税を法定納付期限までに納付しなかったことについて正当な理由があるということとはできない。

したがって、控訴人の上記主張は、採用することはできない。

- 3 以上のとおり、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第19民事部

裁判長裁判官 青柳 馨

裁判官 長久保 守夫

裁判官 小林 昭彦